

令和6年度 葛飾区 居宅訪問型保育事業者（個人） 集団指導 ～第3部 不適切保育・事故防止編～

子育て支援部子育て施設支援課

指導検査係

1. 利用児の人権に配慮した保育内容

社会的責任と保育の方法

◆ 保育所の社会的責任

保育所は、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

◆ 保育の方法

- 子どもを主体として、思いや願いを受け止めること
- 子どもの生活のリズムを大切にすること
- 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子どもの相互の関わりを大切にすること

厚生労働省 [保育所保育指針](#)

セルフチェックシートの活用

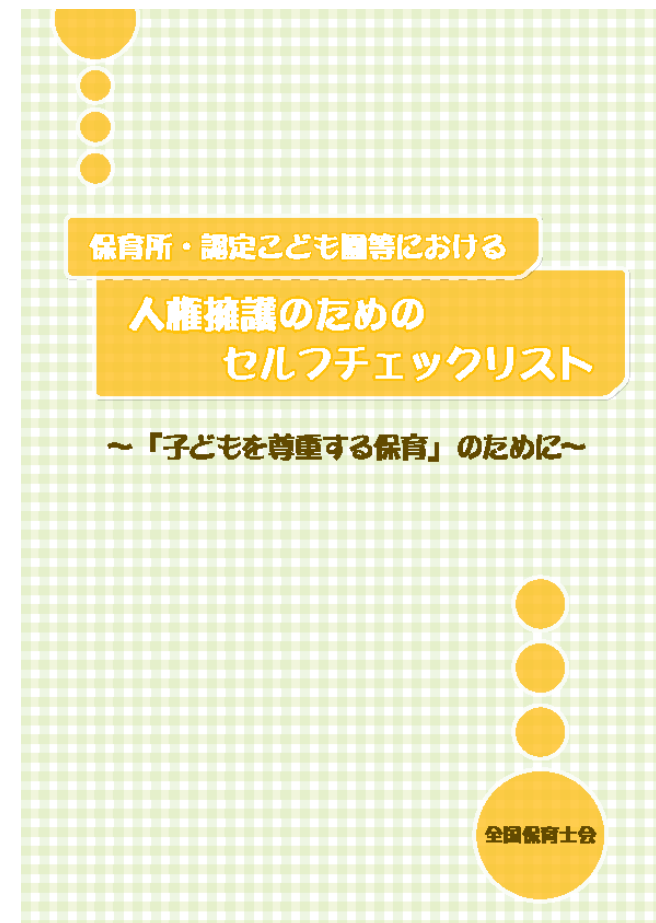
◆ 日々の保育実践の振り返りを行う

➤ 身体的な苦痛

- ・肩や腕を乱暴にひっぱる等していないか

➤ 精神的な苦痛

- ・無視、放置等行っていないか
- ・否定的な言葉がけをしていないか
- ・大声で怒鳴ったり命令的な口調になっていないか
- ・嫌いなものを無理に食べさせていないか



【参考】全国保育士会

[保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト](#)

2. 事故防止

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 (Sudden Infant Death Syndrome : SIDS)

- ◆ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ◆ 乳幼児のそばを離れない。
- ◆ 乳幼児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。
 - 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況等一人ひとりの状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行う。
- ◆ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - 家庭での乳幼児の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
 - 預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

- ◆ 睡眠時のチェックをきめ細やかにを行い、記録する。

チェック項目

乳幼児の寝つきや睡眠中の姿勢・顔色・呼吸の状態・体温

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回の間隔が望ましい。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- 乳幼児の体に触れて、体温や発汗等の確認をする。

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

【出典】こども家庭庁 事務連絡(3月29日)
新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取り組みの徹底について
[\(わかりやすい\)啓発資料教育・保育施設等の職員向け こどもの重大事故を防ぐためのポイント](#)

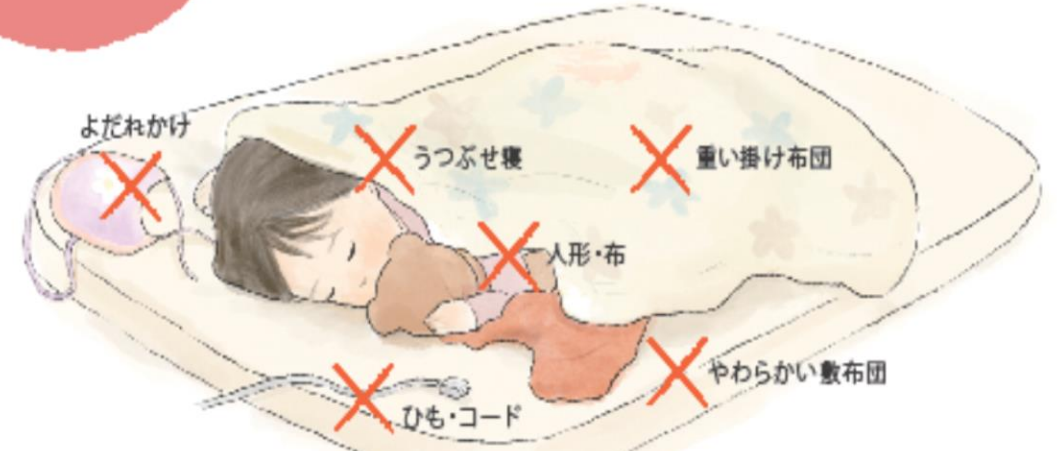
◆ その他の睡眠中の事故

➤ 窒息事故の軽減方法

- ① やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ② ヒモ、またはヒモ状のものを置かない。
- ③ 口の中に異物がないか確認する。
- ④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する



こどもの 教育・保育施設等の職員向け
重大な事故を防ぐための
ポイント ねる・たべる・みずあそび



こども家庭庁 事務連絡 令和6年3月29日

[新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について](#)

ない

◆ 「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

- 事業所内保育施設で午睡中にうつぶせ寝で寝かされた1歳児の死亡事故から私たちが学ぶ、1歳児の保育と低年齢児に対する丁寧な保育の大切さについて(平成29年3月8日)
- 個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた24時間運営のベビーホテル(認可外保育施設)で夜間の時間帯に発生した睡眠中の死亡事故(平成30年3月28日)

食事中の事故防止

◆ 食事中の事故防止策

- ① 家庭で食べたことのない食材は、シッター中に食べないよう、家庭と連携して食材の確認を行う。
- ② 授乳は抱いて飲ませ、飲み終わったらげっぷをさせる。
- ③ 子どもの年齢、月齢に合わせた食材の大きさ、硬さに配慮しているか。

食事中の事故防止

◆ 食事介助をする際に注意すべきポイント

- ① ゆっくり、落ち着いて食べることができるよう、子どもの意思にあったタイミングで与える。
- ② 子どもの口に合った量で与える。(1回で多くの量を詰めすぎない)
- ③ 食べ物を飲み込んだことを確認する。(口の中に残っていないか注意する)
- ④ 汁物などの水分を適切に与える
- ⑤ 食事の提供中に驚かせない。
- ⑥ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ⑦ 正しく座っているか注意する。

食事中の事故防止

食事中

- (ア) ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- (イ) こどもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）。
- (ウ) 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する。）。
- (エ) 汁物などの水分を適切に与える。
- (オ) 食事の提供中に驚かせない。
- (カ) 食事中に眠くなっていないか注意する。
- (キ) 正しく座っているか注意する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、りんごやパン、ぶどうなどによる誤嚥事故が発生している。今年度は、すりおろしたりんごを食べたこどもの事故や、小学校の学校給食において、うずらの卵を喉に詰まらせこどもが窒息する事故が発生している。こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

りんごは、咀嚼により細かくなっても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいため、（離乳食）完了期までは加熱して提供すること。

【出典】こども家庭庁 事務連絡 令和6年3月29日

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

食事中の事故防止

◆ 島根県松江市の死亡事故例

令和2年2月（認定こども園） 4歳児が、節分の行事中に豆をのどに詰まらせて死亡

◆ 東京都八王子市の死亡事故例

令和2年9月（認定こども園） 4歳児が、給食中に直径3cmのブドウをのどに詰まらせて死亡

◆ 愛知県の死亡事故例

令和3年6月（認可外保育施設） 1歳児が、パンをのどに詰まらせて死亡※

※令和4年3月「愛知県認可外保育施設等における重大事故に関する検証委員会」によると
パンの誤嚥による窒息の可能性が高いとされている。

◆ 鹿児島県姶良市の死亡事故例

令和5年4月（認可保育所） 0歳児が、すりおろしたりんごを食べた後死亡

こども家庭庁HP

[教育・保育施設等における重大事故の発生防止のための事後的な検証について](#)

保育の環境設定

- ◆ 窒息の可能性のある物が保育環境下に置かれていないか等について、点検しているか。
 - 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の物については、乳幼児の手に触れない場所にあるか確認する。
 - 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その乳幼児の行動に合わせたものを与える。
 - 乳幼児の誤飲につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石等がある。

厚生労働省(平成28年3月)

[「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」](#)

保育の環境設定

◆ 保育環境の安全チェックリストの活用

- 窒息の可能性のある玩具などが保育環境下に置かれていないか等定期的に点検を行う。

- ◆ 窒息の危険性がある玩具や、これまでに窒息事例がある物と類似の形状の物については、保護者と協力し、誤飲防止に努めることが重要である。

【出典】厚生労働省（平成28年3月）

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」P44

<参考例 8-3>

年齢別のチェックリスト

「上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）」 P16～25

○チェックリスト（0歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの周囲に鋭い家具、玩具、箱などがいないかを必ず確認し、危険なものはすぐに片付けている。	
2	ベビーベッドの棚とマットレス、敷き布団の間に隙間のないことを確認している。	
3	ドアのちょうつがい、子どものゆびが入らないように注意している。	
4	子どもの周りに、角やふちの鋭いものはないようにしている。	
5	床に損傷、凹凸がないか確認している。	
6	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手のところに置かない。	
7	ビニール袋、紙、紐、ゴム風船は、子どもの手の届かない所にしまっている。	
8	園庭の玩具に損傷や不具合がないか確認し、危険なものは片付けている。	
9	子どもが入っている時は、ベビーベッドの棚を必ず上げる。棚には物を置かない。	
10	寝ている子どもの上に、物が落ちてこないよう安全を確認している。	
11	敷居や段差のあるところを歩くときは、つまづかないようにする。	
12	子どもが、暖房器具のそばに行かないように気をつけている。	
13	沐浴やシャワー中の子どものそばから離れないようにしている。事前に温度確認をしている。	
14	ミルクを飲ませた後は、ゲップをさせてから寝かせる。	
15	よだれかけを外してから、子供を寝かせている。	
16	子どもを寝かせるときには仰向けに寝かせ、常にそばについて子どもの状態を観察している。	
17	喚起および室温などに注意し測定している。	
18	子どもの足にあっている靴か、身体にあったサイズの衣類か、ボタン、装飾品など口に入りやすいものがあるかどうか確認している。	
19	オムツの取替えなどで、こどもを寝かせたままにしてそばを離れることはない。	
20	子どもを抱えているとき、自分の足元に注意している。	
21	子どもを抱えているとき、あわてて階段を下りることはない。	
22	いすに座っていて急に立ち上がった時、倒れることがないように注意している。	
23	つかまり立ちをしたり、つたい歩きを始め不安定なとき、そばについて注意をしている。	
24	口に物をくわえて歩かないようにしている。	
25	子どもは保育士を後追いつることがあるので、保育者の近くに子どもがいないか注意している。	
26	バケツや子供用プールに、水をためて放置することはない。	

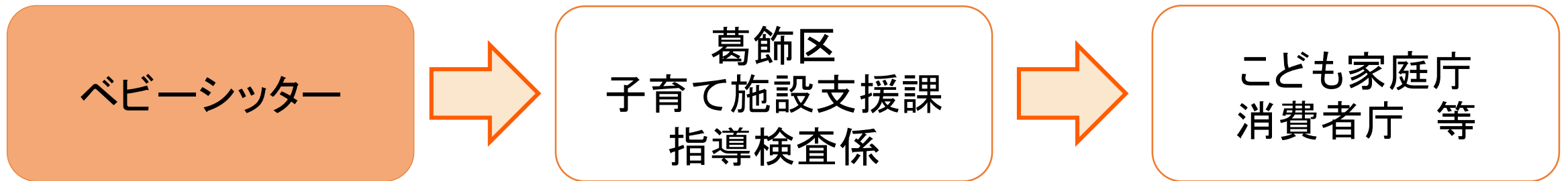
3. 事故報告

事故報告について

- ◆ 事故の発生及び再発防止の努力義務化や、事故が発生した場合における都道府県（葛飾区）への報告が義務化
- ◆ 報告の対象となる重大事故の範囲
 - 死亡事故
 - 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - その他、重篤な事故に直結するような事件・事故等
- ※ 意識不明（人工呼吸をつける、ICUに入る等）の事故については、その後の経過にかかわらず、事案が生じた段階で報告すること

事故報告の流れ

- ◆ 第1報：原則事故発生当日（遅くともその翌日）
- ◆ 第2報：原則事故発生から1か月以内



ベビーシッターからの報告を受け、葛飾区から関係機関へ報告します。

今後の流れ

1
事業者

○自己点検報告(LoGoフォーム)の提出は、
令和7年2月24日(月)までに提出してください。
○提出資料一覧に記載の資料は、
令和7年2月28日(金)までに提出してください。

2
区

提出から約1か月後に、集団指導の結果を通知いたします。

3
事業者

結果通知に、改善を要する事項(指摘)がある場合、
改善状況報告書の提出をお願いいたします。

- ・自己点検報告(LoGoフォーム)
 - ・必要資料
 - ・改善状況報告書(該当者のみ)
- の提出先

葛飾区子育て支援部
子育て施設支援課指導検査係

電話:03-5654-8618

ご清聴ありがとうございました。